利用料金一覧表 (1割負担)

令和 5年 4月 1日現在

《介護保険一部負担金》

①小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
同一建物以外施設利用料	10,601円	15,579 円	22, 662円	25,011円	27, 578円
同一建物内施設利用料	9, 551円	14,037円	20, 418円	22, 535円	24, 849円

②介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要支援1	要支援2	
同一建物以外施 設利 用 料	3, 497円	7,067円	
同一建物内施設利用料	3, 151円	6, 367円	

[※]岡山市 (乙地) は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

《その他の主な加算》 ※①、②共通

・初期加算(当事業所に登録された日から起算して30日以内の期間)	1日あたり	31 円
・サービス提供体制強化加算 (I) (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	763円
・総合マネジメント体制強化加算 (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	1,017円
・科学的介護推進体制加算(厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	41円
△処遇改善加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	△の加算を除く全	È単位数の10.2%
△介護職員等特定処遇改善加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	△の加算を除く全	全単位数の 1.5%
△介護職員ベースアップ等支援加算(厚生労働大臣が定める基準)	△の加算を除く全	全単位数の 1.7%

《その他の主な加算》 ※①のみ

·認知症加算(I)(厚生労働大臣が定める登録者)	1ヶ月あたり	814円
。認知症加算 (Ⅱ) (厚生労働大臣が定める登録者)	1ヶ月あたり	509円
·看護職員配置加算(I)常勤かつ専従の看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	916円
∘看護職員配置加算(Ⅱ)常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	712円
∘看護職員配置加算 (Ⅲ) 常勤換算法で看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	489円
・訪問体制強化加算 (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	1,017円

[※]上記加算以外の加算を算定する際は、別途ご説明を行ないます。

《その他の費用》 ※①、②共通

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

	朝食代	370	円	
食事代	昼食代	650 円		※飲み物、デザート代込み
	夕食代	550 円		
教養娯楽費		実	費	レクリエーションの材料費等
介護用品代		実	費	リハビリパンツ、パット等
宿泊にかかる費用			0 円	1回の宿泊につき

- ※月ごとの包括料金ですので、利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ※月途中から登録された場合、または月途中に登録を終了された場合には、登録した期間に応じて日割りした料金を お支払いいただきます。

なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・・利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかサービス を実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者様と当事業所の利用契約を終了した日

高額介護サービス費の負担限度額について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています 1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。 詳しくはご相談ください。

利用料金一覧表 (2割負担)

令和 5年 4月 1日現在

《介護保険一部負担金》2割負担の場合

①小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
同一建物以外施設利用料	21, 202円	31, 158円	45, 324円	50,022円	55, 156円
同一建物内施設利用料	19, 102円	28, 074円	40,836円	45,070円	49,698円

②介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要支援1	要支援2	
同一建物以外施設利用料	6,994円	14, 134円	
同一建物内施設利用料	6,302円	12, 734円	

[※]岡山市 (乙地) は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

《その他の主な加算》 ※①、②共通

・初期加算(当事業所に登録された日から起算して30日以内の期間)	1日あたり	62 円
。サービス提供体制強化加算 (I) (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	1,526円
・総合マネジメント体制強化加算 (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	2,034円
・科学的介護推進体制加算 (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	82円
△処遇改善加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	△の加算を除く全	≿単位数の10.2%
△介護職員等特定処遇改善加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	△の加算を除く会	全単位数の1.5%
△介護職員ベースアップ等支援加算(厚生労働大臣が定める基準)	△の加算を除く全	€単位数の 1.7%

《その他の主な加算》 ※①のみ

認知症加算 (I) (厚生労働大臣が定める登録者)	1ヶ月あたり	1,628円
認知症加算 (Ⅱ) (厚生労働大臣が定める登録者)	1ヶ月あたり	1,018円
看護職員配置加算(Ⅰ)常勤かつ専従の看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	1,832円
看護職員配置加算(Ⅱ)常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	1,424円
看護職員配置加算 (Ⅲ) 常勤換算法で看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	978円
訪問体制強化加算(厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	2,034円

[※]上記加算以外の加算を算定する際は、別途ご説明を行ないます。

《その他の費用》 ※①、②共通

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

	朝食代	370 円	
食事代	昼食代	650 円	飲み物、デザート代込み
	夕食代	550 円	
教養娯楽費		実費	レクリエーションの材料費等
介護用品代		実費	リハビリパンツ、パット等
宿泊にかかる費用		2,500 円	1回の宿泊につき

- ※月ごとの包括料金ですので、利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ※月途中から登録された場合、または月途中に登録を終了された場合には、登録した期間に応じて日割りした料金を お支払いいただきます。

なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・・利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかサービス を実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者様と当事業所の利用契約を終了した日

高額介護サービス費の負担限度額について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています 1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。 詳しくはご相談ください。

利用料金一覧表 (3割負担)

令和 5年 4月 1日現在

《介護保険一部負担金》3割負担の場合

①小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
同一建物以外施設利用料	31,803円	46, 737円	67, 986円	75, 033円	82, 734円
同一建物内施設利用料	28, 653円	42, 111円	61, 254円	67,605円	74, 547円

②介護予防小規模多機能型居宅介護サービス

サービス内容	要支援1	要支援2	
同一建物以外施設利用料	10, 491円	21, 201円	
同一建物内施設利用料	9, 453円	19, 101円	

[※]岡山市(乙地)は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

《その他の主な加算》 ※①、②共通

・初期加算(当事業所に登録された日から起算して30日以内の期間)	1日あたり	93 円
。サービス提供体制強化加算 (I) (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	2, 289円
・総合マネジメント体制強化加算 (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	3,051円
・科学的介護推進体制加算 (厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	123円
△処遇改善加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	△の加算を除く全単位数の10.2%	
△介護職員等特定処遇改善加算 I 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	△の加算を除く全単位数の1.5%	
△介護職員ベースアップ等支援加算 (厚生労働大臣が定める基準)	△の加算を除く全単位数の 1.7%	

《その他の主な加算》 ※①のみ

認知症加算 (I) (厚生労働大臣が定める登録者)	1ヶ月あたり	2,442円
認知症加算 (Ⅱ) (厚生労働大臣が定める登録者)	1ヶ月あたり	1,527円
看護職員配置加算(Ⅰ)常勤かつ専従の看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	2,748円
看護職員配置加算(Ⅱ)常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	2, 136円
看護職員配置加算(Ⅲ)常勤換算法で看護師を1名以上配置	1ヶ月あたり	1,467円
訪問体制強化加算(厚生労働大臣が定める基準)	1ヶ月あたり	3,051円
14/ 1 == 1 = bb		

[※]上記加算以外の加算を算定する際は、別途ご説明を行ないます。

《その他の費用》 ※①、②共通

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

食事代	朝食代	370 円	
	昼食代	650 円	飲み物、デザート代込み
	夕食代	550 円	
教養娯楽費		実費	レクリエーションの材料費等
介護用品代		実費	リハビリパンツ、パット等
宿泊にかかる費用		2,500 円	1回の宿泊につき

- ※月ごとの包括料金ですので、利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ※月途中から登録された場合、または月途中に登録を終了された場合には、登録した期間に応じて日割りした料金を お支払いいただきます。

なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・・利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかサービス を実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者様と当事業所の利用契約を終了した日

高額介護サービス費の負担限度額について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています 1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。 詳しくはご相談ください。